

令和4年度

通常総会

令和4年5月15日(日)

木津町区

木津町区



令和4年度 木津町区通常総会次第

日時 令和4年5月15日(日) 午後1時30分～

場所 木津川市中央交流会館 一階多目的ホール

1. 開	会	
2. 地 域 長 挨 拶		P 1
3. 来 賓 紹 介		
4. 来 賓 祝 辞		
5. 感 謝 状 贈 呈		
6. 議 長 選 出		
7. 議	事	
①	令和3年度事業報告	P 2
②	令和3年度収支決算報告	P 1 2
③	令和3年度会計監査報告	
④	令和4年度事業計画	P 1 4
⑤	令和4年度収支予算	P 1 7
⑥	規約類の改定について	
8.	そ の 他	
9.	閉 会	
	(添付)	
(ア)	木津町区組織	P 1 9
(イ)	木津町区役員・委員名簿	P 2 0
(ウ)	木津町区自主防災会組織及び連絡網	P 2 1
(エ)	木津町区規約	P 2 2
(オ)	木津町区自主防災会規約	P 2 6
(カ)	木津町区自主防災会活動計画	P 2 8
(キ)	木津町区自主防災会物品管理規定(宝くじ)	P 3 0
(ク)	社会福祉協議会木津町区支部規約	P 3 1
(ケ)	木津町区青少年育成委員会規約	P 3 3
(コ)	木津町区防犯パトロール	P 3 5
(サ)	木津町区自治会地図	裏表紙

※令和4年度事業計画、収支予算は通常総会にて承認されたため(案)は削除しています。

地域長 挨拶

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

日頃は木津町区の活動並びに運営にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の 2 年間にも及ぶコロナ禍が未曾有の災禍の中、今日の社会経済情勢、日常生活の様式に大きな変貌を遂げておりますことから、コロナウイルスの早期収束を願わずにはられません。

これからの木津町区の令和 4 年度の事業につきましては、新役員の皆様からの斬新なご意見も拝聴しながらお力添えを賜り、前年度に呼応した事業活動に努めてまいります。

活動はコロナ禍の状況も鑑みて、時には三密に配慮した感染防止対策を最優先し、臨機応変に活動してまいりますので何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、新役員の皆様との対面会議の開催ができない場合には、【回覧】・【木津町区 HP】等でお知らせいたします。

本年度、地域長の大役を務めてまいります。

木津町区の活動にご理解とご協力をお願い申し上げまして就任の挨拶とさせていただきます。

令和 4 年 4 月 1 日

木津川市木津町区 地域長 奈良 由雄

令和3年度事業報告

1. 市政と地域住民との連絡調整

各自治会（町内会）からの「要望事項（当初）」および「交通安全施設設置等要望調査表」を取り纏め、要望内容の把握をした上で提出しました。

回答書については該当町内会（自治会）に配付するとともに、市が措置すると回答した案件に関しては実施状況の確認を行いました。

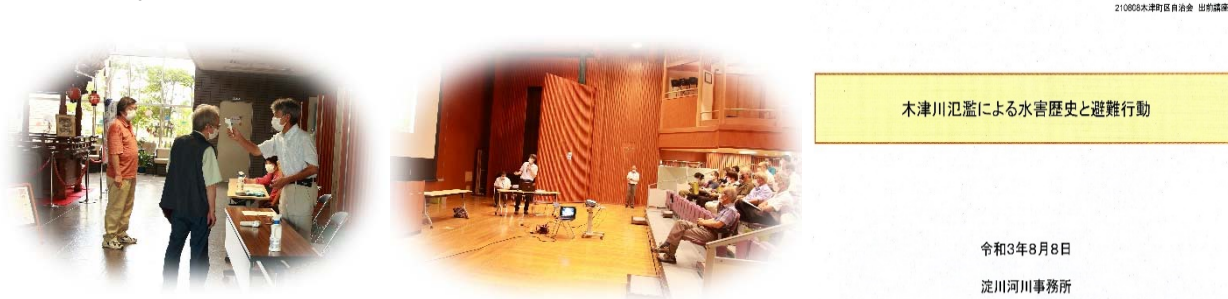
昨年、府・山城南土木事務所に要望していた「鹿川・山松川の雑木除去」、市・管理課に追加要望した「反田川左岸路面修復」については、該当代表者と府または市と連携しながら解決しました。また、木津川市や木津警察署、木津町区等からの連絡については回覧にて各町内会（自治会）へ配付すると同時に木津町区HPにも掲載しました。



2. 防災、減災に向けた取り組み

【自主防災大会】

今年度もコロナ禍のなか、感染防止を最優先に参加対象者を防災委員と福祉委員に限定した中で、「木津川氾濫による水害の歴史と木津川水系」、「木津町区・防災タイムライン活用について」二つの講演を受講し防災に対する意識を高めることができました。



【自主防災研修】

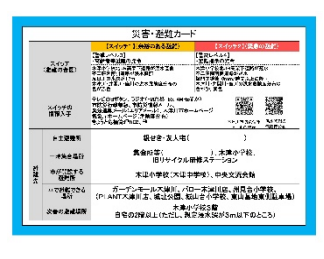
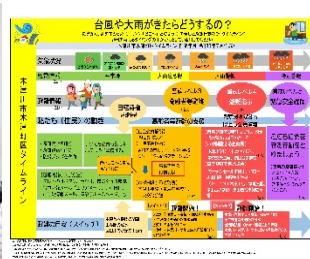
「人と防災未来センター」の見学を計画したのですが、感染リスクを避けるため対象者を限定した結果、参加者が少なく中止せざるを得なくなりました。

令和3年度事業報告

【木津町区タイムライン】

地域固有の災害の発生を前提に、発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した「木津町区タイムライン」を市・危機管理課指導の基、三回のWSを行い作成しました。

出来上がった「木津町区タイムライン」は後日、木津町区全世帯に配付しました。



【まるごとまちごとハザードマップの高度化】

木津川市と国交省・近畿地方整備局で木津川氾濫時の最大想定浸水深表示（「まるごとまちごとハザードマップの高度化」）の設置に木津町区も参加し、設置箇所については木津町区要望も反映された結果、木津町区地域内で17箇所の電柱と小学校前の歩道橋に表示設置されました。



【火災警報器設置支援】

全国的に住宅火災における高齢者の割合が増えていることから、高齢者や障害者の日常生活の安全を守るため、また財産の損失を防ぐことを目的に、木津町区自主防災会独自の施策として、住宅用火災警報器未設置世帯に設置支援を行いました。



住宅用火災警報器受渡し簿（木津町区）

町内会・自治会名	件数	受取日	受取人氏名
01 二丁目	2	3/27	田中利男
03 五丁目	3	3/27	中島奈美
04 小寺町	2	3/27	花巻省二
05 西町	6	3/27	細谷耕造
06 川原町	2	3/27	西村友成(仮)
08 不二町	7	3/27	加藤 敦子
09 堂町	2		
10 みどり町	3	3/27	宮崎 正芳
計	27		

令和3年度事業報告

3. 安全で犯罪の起きない地域

残念ながら、木津町区地域内で出会い頭による接触事故が2件発生しました。

木津町区内の道路は狭くて屈曲した見通しの悪い箇所が多くあります

地域内道路は生活道路であり、安全速度での運転を啓発する活動の

必要性を強く感じました。



犯罪防止については、ボランティア皆様による防犯パトロールを実施して頂きました。

防犯パトロールについては、地域住民の参加を募り、今後も継続していきます。



4. 地域住民と情報の共有化

従来から実施している各種会議、総会冊子や回覧の配付、それに加え比較的タイムリーに情報提供できる木津町区HPへの掲載を行い、情報の提供や共有化を図りました。

また、新たに3箇所の集合住宅が開発され、開発会議の中で協定書について審議して頂きました。



令和3年度事業報告

5. 新旧住民の交流

木津町区における住民間の交流を図るべくイベント（防災大会、防災研修、防災訓練）は今年度も新型コロナの影響で、全ての催しが縮小又は中止せざるを得ない状況となりました。

木津町区役員選出において新旧自治会住民による意見交換を行い、新しい自治会の皆様もどのような方法で区役員として参加して頂けるかを議論し、それぞれの意見が出た事は大変良かったのではないかと感じました。

6. その他

一般コミュニティ助成事業に申請し、採用されたことにより事務処理及びプレゼンテーションで使用する機器を得ることができました。

それらの機器を活用することで役員作業が軽減されるとともに、木津町区・区域内の自治会及び区域住民とのコミュニケーションおよび情報の共有化をより充実することが可能となりました。

今迄は、区役員に就任すると必要となるパソコンは個人負担となっていましたが、助成されたことにより個人負担は解消されました。

また、木津町区各種会議にてプロジェクターを活用することでより効率良いプレゼンテーションが出来るようになりました。



・ノートパソコン3台



・プリンタ



・プロジェクター



・回覧板

7. その他詳細については次頁以降参照願います。

令和3年度（2021） 事業報告

1. 木津川市開催会議等

月 日	項 目	場 所 等	摘 要
R3.4.-	木津幼、小、中学校入学式	臨席欠席	コロナウイルス感染防止
4.8	コミュニティ助成の採用決定	市・学研企画課	コミュニティ助成金の決定通知書受領
4.23	第1回木津川市地域長会議	市・4階会議室	26日よりコロナ緊急事態宣言により開催延期
5.25	木津川市児童遊園管理委託契約書	市・社会福祉課	五丁目児童遊園
6.16	自主防災組織連絡会	市・4階会議室	緊急事態宣言再延長により8月30日延期
6.30	令和3年度第1回地域長会議	市・4階会議室	行政等からの依頼事項、令和2年度活動報告、令和3年度役員選出、その他
8.吉日	木津川市立保育園運動会	臨席欠席	コロナウイルス感染防止
8.6	木津川市防災訓練	市・危機管理課	コロナウイルス感染防止 中止通知
8.30	自主防災組織連絡会	書面会議	緊急事態宣言発出
9.4	木津川市敬老会(木津行政地域)	—	コロナウイルス感染防止 6月23日中止通知
9.25	木津川市立小学校運動会	臨席欠席	コロナウイルス感染防止 8月4日来賓取止め通知
10.31	衆議院議員総選挙立会人	木津小学校	地域長
11.12	木津地域広域協定運営委員会	用水施設管理棟2階	地域長
11.18	木津地域広域協定運営委員会 農村環境保全活動	城山台・木津用水第2 分水場	副地域長 植栽活動・花壇作り (パンジー 苗植栽・花壇づくり)
11.19	第2回木津川市地域長会議	市・4階会議室	地域長出席 議題 行政からの連絡依頼事項 地域長会事務局からの連絡依頼事項 地域長会からの連絡事項 意見・情報交換会 その他
R4.1.9	木津川市消防団出初式	臨席欠席	コロナウイルス感染防止
2.25	まるまちハザードマップ高度化 完了式典出席	木津駅前西	自主防災会会長(地域長)
3.17	木津幼稚園卒園式	臨席欠席	コロナウイルス感染防止
3.19	木津小学校卒業式	臨席欠席	コロナウイルス感染防止

2. 木津町区開催会議他

月 日	項 目	場 所 等	摘 要
R3.4.1	防犯パトロール員キックオフ会	不二荘園集会所	コロナウイルス感染防止のため中止 ※自転車隊(木曜)のみパトロール後雑談会
4.7	自治会代表者名簿作成	市・社会福祉協議会	地域長よりメール送付
4.8	コミュニティ助成金決定通知	市・学研企画課	地域長
4.9	要望事項(市道・瓦谷大次線の 危険箇所)現地確認	木津八ヶ坪 市道・瓦谷大次線	市・管理課、大東建託、区役員
4.10	令和2年度会計監査	不二荘園集会所	監事、会計、地域長
4.13	区役員官公庁挨拶廻り	市役所、山城南土木 事務所、相楽中部消 防署他	区四役員
4.22	要望事項(市道・瓦谷大次線の 危険箇所)協議	市・4階会議室	市・建設課、管理課、区役員
4.26	緊急連絡先の送付	市・危機管理課	地域長 メールにて提供
	要望事項(市道・瓦谷大次線の 危険箇所)協議	市・3階打合せコーナ	建設課、管理課、地域長
	三丁目・道路補修依頼	市・管理課	三丁目町総代、正地域長
	児童遊園管理委託契約(五丁目)	市・社会福祉課	地域長 委託契約書、請求書を窓口へ提出

月 日	項 目	場 所 等	摘 要
4.27	井関川左岸のベンチエリアの管理元の整理について	市・管理課	管理元は府・山城南土木事務所施設保全課と市・管理課より報告受ける
4.30	5月分回覧配付	各自治会長宅	地域長
5.1	区四役員会議	不二荘園集会所	事業活動経過報告、木津町区タイムラインメンバー構成
5.6	地域活動支援交付金交付申請書	市・総務課	地域長が市・総務課窓口提出 ¥333,590
	地域長会議抜粋資料配付	各自治会長宅	資料番号:1,2,4,5,6,7,8,9,10,11,13,16,19,21
5.9	河井市長へメッセージ依頼	市・人事秘書課	木津町区総会開催にあたりメッセージ依頼
5.10	総会審議用資料作成	市・総務課	131部コピー 地域長、前青少年育成委員長
5.11	地域活動支援交付金交付決定通知書	市・総務課	地域長 ¥333,590
5.13	河井市長へメッセージ受領	市・人事秘書課	「木津町区のみなさまへ」メッセージ
5.16	総会審議用資料の配付 総会開催(5月16日～23日)	各自治会長宅	区四役員(書面による審議資料) 総会資料数:131部(総会全構成員)
5.23	総会議決日(書面審査)	地域長・意見集計	総会資料配付数:131部(総会全構成員) 反対意見数:0 要望意見数:0
5.25	総会冊子グラブリ最終チェック	不二荘園集会所	地域長 区役員宅ポスティング
5.27	鹿川、山松川の雑木伐採連絡	地域長宅	府・山城南土木事務所河川砂防課
5.28	木津小学校校舎改築説明	不二荘園集会所	市・学校教育課3名、区役員2名
5.29	6月分回覧配付	各自治会長宅	地域長
5.31	区四役員会議	不二荘園集会所	緊急事態宣言延期による事業日程調整他
6.1	総会冊子1,100部発注	西本印刷	地域長
6.12	第1回合同会議開催案内	各自治会長宅	町総代、自治会、協議委員、区役員
6.19	役員会議	不二荘園集会所	第一回合同会議事前協議
6.25	令和3年度要望書回答書受領	市・総務課	地域長受領
6.26	令和3年度総会冊子・配付	法人他	区四役員
	第1回町総代・協議委員 合同会議	中央交流会館 多目的ホール	事業活動報告、木津町区タイムラインの取組み 防災大会、防災研修について 総会冊子配付、上期区費領収
6.28	令和3年度要望書回答書・配付	各自治会長宅	市・各担当部署からの回答書
	7月分回覧配付	各自治会長宅	地域長
7.6	コミュニティ助成事業助成金 概算払請求書	市・学研企画課	地域長
7.20	コミュニティ助成事業助成金 概算払い	市・学研企画課	木津町区預金口座に160万円振込まれる
7.28	8月分回覧配付	各自治会長宅	地域長
7.31	役員会議	不二荘園集会所	防災大会役割分担他
8.18	鹿川、山松川雑木伐採催促	府・河川砂防課	地域長 計画遅れに対する伐採実施要請
8.29	9月分回覧配付	各自治会長宅	地域長
9.11	役員会議	不二荘園集会所	国交省・淀川河川事務所、市・危機管理課参加 ・マルマチハザードマップ高度化説明
9.15	財産区管理委員会委員推薦提出	市・財政課	地域長
	追加(随時)要望協議	市・3階	建設課、管理課、水利組合長、区役員 ・反田川左岸道路整備
9.23	コミュニティ助成事業実績報告	市・学研企画課	地域長
9.29	第2回合同会議開催案内	各自治会長宅	町総代、自治会、協議委員、区役員
	10月分回覧配付	各自治会長宅	地域長
10.2	財産区管理委員引継	不二荘園集会所	新・旧財産区管理委員

月 日	項 目	場 所 等	摘 要
10.9	R163歩道乗入切下げ工事回覧	三桝町南地域限定	地域長
	第2回町総代・協議委員 合同会議	中央交流会館 多目的ホール	事業活動報告、木津町区タイムライン配付 コミュニティ助成事業で購入物品紹介 まるまちハザードマップの高度化
10.11	区四役員会議	不二荘園集会所	自主防災研修実施可否について他
10.21	南校舎解体工事回覧	小寺町地域限定	地域長
10.24	瓦谷20番地自治会立上げ 事前説明	不二荘園集会所	アーネストワン枚方営業所、区四役員
10.28	11月分回覧配付	各自治会長宅	地域長
11.12	現地確認と要望書提出	市・下水道課	反田川法面雑草除去依頼
11.13	瓦谷20番地自治会立上げ説明会	中央交流会館	自治会会員、四役員 ・木津町区概要説明
11.16	随時要望書回答書受領	市・下水道課	地域長 要望書発出依頼者に回答書
	木津財産区管理委員会	市・4階会議室	前地域長、地域長、副地域長
11.20	第3回合同会議開催案内	各自治会長宅	町総代、自治会、協議委員、区役員
11.28	12月分回覧配付	各自治会長宅	地域長
12.4	役員会議	不二荘園集会所	第3回合同会議の準備他
12.11	12月 臨時回覧配付	各自治会長宅	地域長
	第3回町総代・協議委員 合同会議	中央交流会館 多目的ホール	事業活動報告、各自治会の新役員名簿提出、要 望事項提出、火災警報器設置支援、防災訓練 他、下期区費領収
	木津町区新役員(会計)選出協議	研修室	新役員選出対象自治会
12.22	区四役員会議	不二荘園集会所	火災警報器設置支援、会計報告他
12.24	地域活動支援交付金事業完了 実績報告書の提出	市・総務課	地域長 交付決定額 ￥333,590
12.26	令和3年1月分回覧配付	各自治会長宅	地域長
R4.1.11	地域活動支援交付金交付請求書	市・総務課	交付請求額 ￥333,590
1.22	新区役員選出協議	三桝町集会所	三桝町元、前町総代、正副地域長
1.28	2月分回覧配付	各自治会長宅	地域長
2.7	大正橋工事安全対策について	市・管理課	三丁目町総代、正副地域長
2.9	三桝町交通安全施設要望	市・危機管理課	三桝町総代他1名、区三役役員
2.25	大正橋工事安全対策について	回答受取	地域長、三丁目町総代(ポスティング)
2.27	役員会議	不二荘園集会所	活動報告、第4回合同会議の開催可否他
2.28	3月分回覧配付	各自治会長宅	地域長
3.3	身体障害者福祉事業団に提出	メール	地域長 次期地域長名と自治会別配付部数
3.4	宮ノ内75番自治会立上事前説明	不二荘園集会所	アーネストワン枚方営業所、区三役役員出席
3.18	五丁目からの追加要望提出	市・総務課	地域長 ・暗渠側溝の清掃依頼
3.19	役員会議	不二荘園集会所	木津町区新役員(会計)紹介他
3.23	次期正副地域長名簿提出	市・総務課	木津南交番所へ次期地域長名を連絡
3.26	第四回町総代・協議委員合同会議	中央交流会館	コロナウイルス感染防止のため合同会議は中止
3.27	木津町区役員選出に関する打合せ	中央交流会館	令和4年度役員選出対象町内会、自治会対象
3.28	木津町区社会福祉委員名簿提出	区・社協支部	福祉委員、正・副支部長、相談役、監事名簿
3.30	4月分回覧配付	各自治会長宅	地域長
	令和4年度木津町区役員&委 員名簿(最終版)配付	各自治会長宅	地域長
4.1	令和3年度木津町区会計監査	不二荘園集会所	監事、地域長、会計
R3.4～ R4.3	ボランティアによる防犯パトロール	木津小通学路周辺、 ふれあい広場他	毎週月・木曜日午後4時または5時から自転車で見回り 随時・任意コースの散歩型も実施、

3. 木津町区自主防災会関係

月 日	項 目	場 所 等	摘 要
R3.4.3	大型テント組立確認	瓦谷公園	区・四役
	自主防災会連絡先届出	市危機管理課	地域長よりメール送付
4.10	自主防災会会計監査	不二荘園集会所	監事、防災会会長、会計
4.26	防災組織交付金申請書	市危機管理課	会長 申請書提出(交付申請額 ￥81,650)
5.15	総会用冊子各自治会長宅配付 総会開催(5月16日～23日)	木津町区域内	四役・役員 書面による審議
5.17	自主防災組織連絡会出席者報告	市危機管理課に提出	反田防災部長
5.23	木津町区総会議決日(書面審査)	地域長・意見集計	総会資料配付数:131部(総会全構成員) 反対意見数:0 要望意見数:0
6.12	第1回合同会議開催案内	各自治会長宅	町総代、自治会、協議委員、区役員
6.22	木津町区タイムライン取組について	市・危機管理課	危機管理課、会長、防災部長
6.23	自主防災大会出前講座依頼	防災会会長・メールで申込	国交省淀川河川事務所・調査課
6.24	自主防災大会出前講座受諾	防災会会長 電話連絡	国交省淀川河川事務所・調査課
6.26	第1回町総代・協議委員合同会議	中央交流会館	※詳細は木津町区の項参照
6.28	木津町区タイムラインWS開催案内	該当町内会、自治会	民生委員、社協、防災士、低地帯町総代自治会長
7.3	木津町区タイムライン 第1回WS開催	中央交流会館	市・危機管理課、民生委員、社協、防災士、 低地帯町総代自治会長
7.8	自主防災大会講演&備蓄食料 品提供依頼	市・危機管理課へメール	危機管理課長
7.9	木津町区タイムライン 第2回WS開催	中央交流会館	市・危機管理課、民生委員、社協、防災士、 低地帯町総代自治会長
7.17	木津町区タイムライン 第3回WS開催	中央交流会館	市・危機管理課、民生委員、社協、防災士、 低地帯町総代自治会長
7.27	市・危機管理課より木津町区タ イムライン最終版受領	メール受領	自主防災会会長
8.6	木津川市防災訓練中止連絡	市危機管理課	コロナ感染防止
8.7	自主防災大会の準備	不二荘園集会所	自主防災会四役員 非常食品、資料他袋詰め
8.8	木津町区自主防災大会 (社協木津町支部と共催)	中央交流会館 多目的ホール	防災会役員、民生委員、防災委員、福祉委員他 合計58名参加 ※感染防止により参加者限定 講演2題 ・「木津川氾濫による水害歴史と避難行動」 講師 国交省・淀川河川事務所 ・「水害等避難行動タイムラインについて」 講師 市・危機管理課
8.12	11時17分 洪水警報発令	防災情報メール	神田、城西町自治会長及び四役員に連絡
8.17	まるまちハザードマップ高度化	市・危機管理課	市・危機管理課、自主防災会会長、防災部長
8.30	自主防災組織連絡会	市・危機管理課	緊急事態宣言発令により書面会議
9.2	「人と防災未来センター」下見	神戸市中央区	自主防災会四役員
9.9	災害時旧リサイクル研修ステー ション使用に関する覚書締結	覚書	市・河井市長、木津町区地域長
9.17	配付用「木津町区タイムライン」袋詰	不二荘園集会所	自主防災会四役員
9.18	災害時「旧リサイクル研修ステー ション」使用について説明	不二荘園集会所	小寺、不二荘園、城西町、神田自治会代表者 自主防災会四役員
9.29	自主防災研修会の案内	各自治会長宅	町総代、自治会長、協議委員対象 ※感染防止により参加者限定
	第2回合同会議開催案内	各自治会長宅	町総代、自治会、協議委員、区役員

月 日	項 目	場 所 等	摘 要
10.9	第2回町総代・協議委員合同会議	中央交流会館	※詳細は木津町区の項参照 ・木津町区タイムライン配付
10.11	区四役員会議	不二荘園集会所	自主防災研修参加者少数につき中止決定
10.14	防災研修中止文の配付	各自治会	自主防災会会長
10.24	防災倉庫備品点検	瓦谷防災倉庫	自主防災会四役員
11.7	木津町区自主防災研修会中止	人と防災未来センター	不参加者:28名、未確定者:2名、参加者13名
11.10	まるまるハザードマップ高度化表示電柱箇所の現地確認	木津町区域内	国交省・淀川河川事務所、市・危機管理課、関電サービス、パシフィックコンサルタンツ、正副地域長
11.15	まるまるハザードマップ高度化表示電柱箇所(最終版)の配付	町総代、自治会長	国交省・淀川河川事務所作成資料
11.20	第3回合同会議開催案内	各自治会長宅	町総代、自治会、協議委員、区役員
12.11	第3回町総代・協議委員合同会議	中央交流会館	※詳細は木津町区の項参照
12.24	自主防災組織等活動助成金実績報告書の提出	市・危機管理課	地域長 助成金交付決定額 ￥81,950
R4.1.7	自主防災組織等活動助成金交付額確定通知書受領	市・危機管理課	助成金交付決定額 ￥81,950
1.11	防災組織等活動助成金請求書	市・危機管理課	地域長 交付請求額 ￥81,950
1.18	防災訓練要請	相楽中部消防組合	消防課、防災会正副会長、防災部長
2.25	まるまちハザードマップ高度化完了式典出席	木津駅前西	自主防災会会長
3.19	役員会議	不二荘園集会所	新役員(会計)紹介、防災訓練の開催可否他
3.26	第4回町総代・協議委員合同会議	中央交流会館	コロナウイルス感染防止のため合同会議は中止
3.27	役員による防災倉庫整備・点検ヘルメット及び火災警報器給付	瓦谷公園 防災倉庫	コロナウイルス感染防止のため防災訓練は中止 区役員により防災倉庫の整備・点検実施 ヘルメット:4個、火災警報器:8自治会、27戸分

4. 木津町区開発土木建築関係

月 日	項 目	場 所 等	摘 要
R3.4.9	市道・瓦谷大次線危険個所の道路拡幅現場調査確認	市道・115号線	市・管理課、大東建託、正副地域長、相談役
4.19	木津瓦谷宮ノ内9-1建築工事開始にともなう事前説明会	不二荘園集会所	一建設、区四役員
4.20	木津瓦谷宮ノ内9-1造成工事5月15日迄延期連絡	電話&メール	創レジデンシャルより 地域長、南ガーデン自治会長
4.22	市道・瓦谷大次線危険個所の解消に向けて協議	市・4階会議室	市・建設課、管理課 区四役員
4.26	瓦谷大次線の危険個所協議	市・建設課、管理課	地域長 建設課、管理課
5.22	開発工事協定書について協議	不二荘園集会所	大東建託、区四役員
5.28	木津小学校校舎建替工事説明	不二荘園集会所	市・学校教育課、地域長、防災部長
5.31	宮ノ内9番他建築工事説明	不二荘園集会所	一建設、区役員
6.8	大東建託と開発工事(宮ノ内38他、瓦谷15-1、八ヶ坪24-1)協定書及び合意書に署名捺印	地域長宅	大東建託、地域長
11.27	大正橋、小寺橋・橋梁の工事回覧	各自治会長宅	地域長
R4.1.14	瓦谷道路拡幅工事の回覧	近隣地域	三桝町、川原町、公園南自治会配付
3.22	八ヶ坪54番地開発概要説明	不二荘園集会所	小井手測量設計より説明 正・副地域長出席

5. 社会福祉協議会木津町区支部関係

月 日	項 目	場 所 等	摘 要
R3.4.6	町総代、自治会長名簿提供	市・社会福祉協議会	地域長
4.11	令和2年度収支決算書報告	会計宅	支部長、会計(地域長)
5.16	木津町区支部福祉委員会議(総会)	—	書面による総会
7.16	市社協木津支所 小地域ネットワーク研修会	木津老人福祉センター	地域長出席 講演・新たな生活様式の中での地域支え合い活動、・コロナ禍での災害への備えと避難行動要支援者の個別避難計画の講演
10.9	木津川市福祉大会	アスパアやましろ	・誰一人残さない防災の実現のために 講演
11.17	ふれあいスポーツ・懇親会	ふれあい健康グラウンド	会計(地域長) ・グラウンドゴルフ
11.21	ふれあいスポーツ・懇親会	中央交流会館	会計(地域長) ・輪投げ
R4.3.5	令和3年度第一回役員会議	中央交流会館	社協木津町区支部役員、会計(地域長)
4.14	令和3年度収支決算書報告	不二荘園集会所	支部長、会計(地域長)

6. 木津町区青少年育成委員会及びスポーツ関係

月 日	項 目	場 所 等	摘 要
R3.4.7	木津町区青少年育成委員会役員打合せ	不二荘園集会所	青少年育成委員会正副委員長
5.19	青少年育成委員長と打合せ	不二荘園集会所	青少年育成委員総会他 委員長、地域長
R4.4.16	令和3年度会計監査	監事宅	委員長、監事(地域長)

7. 東山墓地管理委員会関係

月 日	項 目	場 所 等	摘 要
R3.4.15	令和2年度会計監査	市北別館2階会議室	地域長
5.25	東山墓地管理委員会総会	市・北別館1階会議室	会計監査報告、議題 R2年度事業報告・決算報告 ・R3年度役員選任東山墓地管理委員の交代 東山墓地管理委員会役員の選任 R3年度事業計画・会計予算
7.3	町総代、自治会長名簿提供	管理委員会・副会長	地域長
7.31	東山墓地管理委員全体会議	市・北別館1階会議室	地域長 年間管理費徴収と納入業務
9.25	墓地管理費徴収業務	江戸町集会所	地域長
12.21	東山墓地管理委員会・忘年会	奈良・「鴻池 大黒」	地域長(欠席)
R4.4.15	令和3年度会計監査	市北別館2階会議室	地域長

令和3年度 木津町区収支決算報告書

収入の部

単位:円

科 目	予算額	決算額	増 減	備 考
繰 越 金	794,296	794,296	0	
区 費	950,000	889,621	△ 60,379	区費、法人、集合住宅分を含む
事 業 補 助 金	321,000	333,590	12,590	木津川市地域活動支援交付金
利 息	6	9	3	利息
雑 収 入	440,000	440,000	0	自治会活動協力金
コミュニティ 助 成 金		1,600,000		令和3年度木津川市コミュニティ助成金
合 計	2,505,302	4,057,516	1,552,214	

*区費（法人関係）敬称略 アイウエオ順

アライの森 いさじ医院 関西エクステリア（ピノキオ） コーナン商事 ネットヨタヤサカ
ファミリーマート マクドナルド 望月測量事務所 和牛ダイニング桜

支出の部

単位:円

科 目	予算額	決算額	増 減	備 考
総 会 費 用	250,000	227,425	△ 22,575	総会冊子印刷費、総会に関する諸費用
会 議 費	30,000	15,393	△ 14,607	会議に関する諸費用
助 成 金	825,000	825,000	0	自主防災会 700,000 社協木津町支部 75,000 青少年育成委員会 50,000
会 場 費	35,000	35,750	750	不二荘園集会所、いずみホール使用料 (冷暖房、音響代等含む)
事 務 用 品 費	100,000	82,868	△ 17,132	ソフト費用、トナー、インク、コピー用紙代他
事 業 活 動 費	300,000	222,490	△ 77,510	木津町区事業活動費 防犯パトロール等に伴う諸費用
コミュニティ 助 成 金		1,651,876		コミュニティ助成金による物品購入費
予 備 費	965,302	996,714	31,412	コミュニティ助成事業購入付帯品 次年度への繰越金を含む
合 計	2,505,302	4,057,516	1,552,214	

次年度への繰越金

¥972,975

令和 4年 3月 31 日

地域長

羽井 亨夫



会 計

田中 芳久



上記決算書並びに関係書類を監査の結果、適正であることを認めます。

令和 4年 4月 1 日

監 事

植村 敏明



令和3年度 自主防災会収支決算報告書

収入の部

単位:円

項 目	予算額	決算額	増 減	備 考
繰 越 金	1,230,920	1,230,920	0	
事 業 補 助 金	781,950	781,950	0	木津川市からの助成金81,950円 木津町区からの助成金700,000円
利 息	12	11	△ 1	預金利息
参 加 負 担 金	150,000	0	△ 150,000	防災研修中止のため
合 計	2,162,882	2,012,881	△ 150,001	

支出の部

単位:円

項 目	予算額	決算額	増 減	備 考
会 議 費	10,000	7,202	△ 2,798	冷暖房、音響設備使用代、 会議でのお茶代
訓 練 費	70,000	36,612	△ 33,388	自主防災大会(社協木津町区 支部共催)に掛る諸費用
事 務 費	40,000	36,885	△ 3,115	トナー代・コピー用紙代他
備 品 費	480,000	127,873	△ 352,127	防災備品代 (ブルーシート、火災報知器等)
研 修 事 業 費	500,000	34,940	△ 465,060	「防災未来センター見学」 役員4名による下見経費
事 業 活 動 費	30,000	49,866	19,866	防災活動に伴う諸費用
予 備 費	1,032,882	1,719,503	686,621	特別会計へ 1,000,000円組込む 次年度への繰越金を含む
合 計	2,162,882	2,012,881	△ 150,001	

次年度への繰越金

¥719,503

特別会計

単位:円

項 目	金 額	備 考
防災基金積立(定期貯金)	1,509,458	令和4年3月31日決算額
防災基金積立(定期貯金)	2,004,843	令和4年3月31日決算額
防災基金積立(定期貯金)	1,000,102	令和4年3月31日決算額
防災基金積立(定期貯金)	1,000,000	令和4年3月31日決算額
合 計	5,514,403	

令和 4年3月31日

地域長

野井 亨夫



会 計

田中 芽久



上記決算書並びに関係書類を監査の結果、適正であることを認めます。

令和 4年4月 1日

監 事

植村 敏明



令和4年度事業計画について

◎安全、安心して暮らせる木津町区を目指して！

◇行政との連絡調整、伝達及び地域住民の連携、連帯意識の醸成に努める。

- ・各自治会の自治活動を尊重するとともにサポートし、木津町区全体のコミュニティ活動と人と人の繋がりを深める活動を行う。
- ・市に対する各自治会からの要望事項については、現地確認を行って自治会と協力して要望達成のための努力をするとともに、木津町区からも独自に要望を行う。
- ・活動された木津町区の組織や団体に助成を行う。
- ・木津町区の事務効率を図るために、コミュニティ活動備品の整備を行う。

◇防災、減災に向けた取り組みを行う。

- ・重点目標として木津町地域に適した防災タイムラインの再確認を行う。
災害発生時に適切で速やかな行動がとれ、人災をなくすことを目指す。
- ・防災大会、防災研修、防災訓練(防災倉庫の資材点検)を行い、防災に対する知識を高め、体験することで災害時に迅速な対応ができる木津町区を目指す。
- ・災害時において自主防災会連絡網を活用して迅速且つ正確な情報伝達を行う。
- ・前年における火災報知器の申込者で、未配付者への配付を行う。

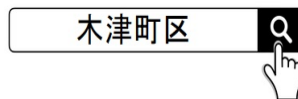
◇安全で犯罪の起きない地域を継続する。

- ・防犯パトロールによる犯罪抑止効果を高めるとともに、パトロール隊員の増員を図る。
- ・自分達の地域は、自分達で守るという意識の醸成のための活動を行う。

◇地域住民と情報の共有化を図る。

- ・各種会議、回覧、木津町区 HP を活用する。

○木津町区ホームページ（PC）



○木津町区ホームページ（スマホ）



◇新旧住民間の交流を図る。

- ・参加しやすいイベントを企画し、木津町区のコミュニティへの積極的な参加を
推し進める。

令和4年度 木津町区事業計画

月 別	事 業 予 定	実施予定時期
2022 年 4 月～5 月	・ 令和4年度防犯パトロールキックオフ ・ 第1回木津川市地域長会議 ・ 各町内要望事項箇所現地確認 ・ 総会議事(案)総会構成委員に事前配付 ・ 令和4年度木津町区通常総会 ・ 社会福祉協議会木津町区支部総会	4 月 1 日 (金) 4 月 28 日 (木) 5 月 中旬 5 月 中旬 5 月 15 日 (日) 5 月 22 日 (日)
6 月～7 月	・ 青少年育成委員会総会 ・ 第1回町総代・協議委員合同会議 ・ キッズ CC 隊活動参加 (木津小校区内清掃活動) ・ 青少年ソフトボール市大会 ・ 木津川市花火大会	6 月 上旬 6 月 19 日 (日) 6 月 中旬 7 月 中旬 7 月 下旬
8 月～9 月	・ 青少年ソフトボール郡大会 ・ 第2回町総代・協議委員合同会議	8 月 中旬 9 月 18 日 (日)
10 月～12 月	・ 第2回木津川市地域長会議 ・ 木津川市地域長会木津区域ブロック会議 ・ 第3回町総代・協議委員合同会議	11 月 中旬 12 月 上旬 12 月 11 日 (日)
2023 年 1 月～3 月	・ キッズ CC 隊活動参加 (木津小校区内清掃活動) ・ 各町要望事項取りまとめ・市へ提出 ・ 社会福祉協議会木津町区支部会議 ・ 第4回町総代・協議委員合同会議	1 月 下旬 2 月 下旬 3 月 中旬 3 月 中旬
全期間	・ 防犯パトロール (木津小通学路周辺他)	月・木曜日、随時

令和4年度 自主防災会事業計画

月 別	事 業 予 定	実施予定時期
2022 年 4 月～5 月	・ 令和4年度木津町区通常総会	5 月 15 日 (日)
6 月～7 月	・ 自木津川市自主防災組織連絡会議及び木津川市防災訓 ・ 自主防災大会連絡会議 (社協支部と共催) ・ 第1回町総代・協議委員合同会議 ・ 水害等避難行動タイムラインの確認、検証	6 月 10 日 (金) 6 月 中旬 6 月 19 日 (日) 6 月 下旬
8 月～9 月	・ 自主防災大会準備会議 ・ 自主防災大会 (社協支部共催、相楽中部消防組合協力) ・ 自主防災研修会実施計画策定 ・ 第2回町総代・協議委員合同会議 ・ 木津町区防災倉庫内整備等点検	8 月 上旬 8 月 28 日 (日) 8 月 下旬 9 月 18 日 (日) 9 月 25 日 (日)
10 月～12 月	・ 自主防災研修会 (人と防災未来センター・神戸市) ・ 第3回町総代・協議委員合同会議	10 月 30 日 (日) 12 月 11 日 (日)
2023 年 1 月～3 月	・ 第4回町総代・協議委員合同会議 ・ 自主防災訓練および木津町区防災倉庫内整備等点検	3 月 中旬 3 月 下旬

令和4年度 木津町区収支予算

収入の部

単位:円

科 目	本年度予算	前年度予算	増 減	備 考
繰 越 金	972,975	794,296	178,679	
区 費	900,000	950,000	△ 50,000	区費、法人・集合住宅を含む
事 業 補 助 金	350,000	321,000	29,000	木津川市地域活動支援交付金
利 息	6	6	0	預金利息
雑 収 入	200,000	440,000	△ 240,000	自治会活動協力金
合 計	2,422,981	2,505,302	△ 82,321	

支出の部

単位:円

科 目	本年度予算	前年度予算	増 減	備 考
総 会 費 用	250,000	250,000	0	総会冊子印刷費、総会に関する諸費用
会 議 費	30,000	30,000	0	会議に関する諸費用(お茶他)
助 成 金	925,000	825,000	100,000	自主防災会 800,000円 社協木津町区支部 75,000円 青少年育成委員会 50,000円
会 場 費	35,000	35,000	0	不二荘園集会所、いずみホール 使用料(冷暖房、音響代含む)
事 務 用 品 費	100,000	100,000	0	ソフト購入費用、トナー、インク、 コピー用紙代他
事 業 活 動 費	300,000	300,000	0	木津町区事業活動費 防犯パトロール等に伴う諸費用
予 備 費	782,981	965,302	△ 182,321	次年度への繰越金を含む
合 計	2,422,981	2,505,302	△ 82,321	

令和4年度 自主防災会収支予算

収入の部

単位:円

科 目	本年度予算	前年度予算	増 減	備 考
繰 越 金	719,503	1,230,920	△ 511,417	
事 業 補 助 金	880,000	781,950	98,050	・木津町区 800,000円 ・木津川市 80,000円
利 息	5	12	△ 7	預金利息
参 加 負 担 金	240,000	150,000	90,000	研修参加費
合 計	1,839,508	2,162,882	△ 323,374	

支出の部

単位:円

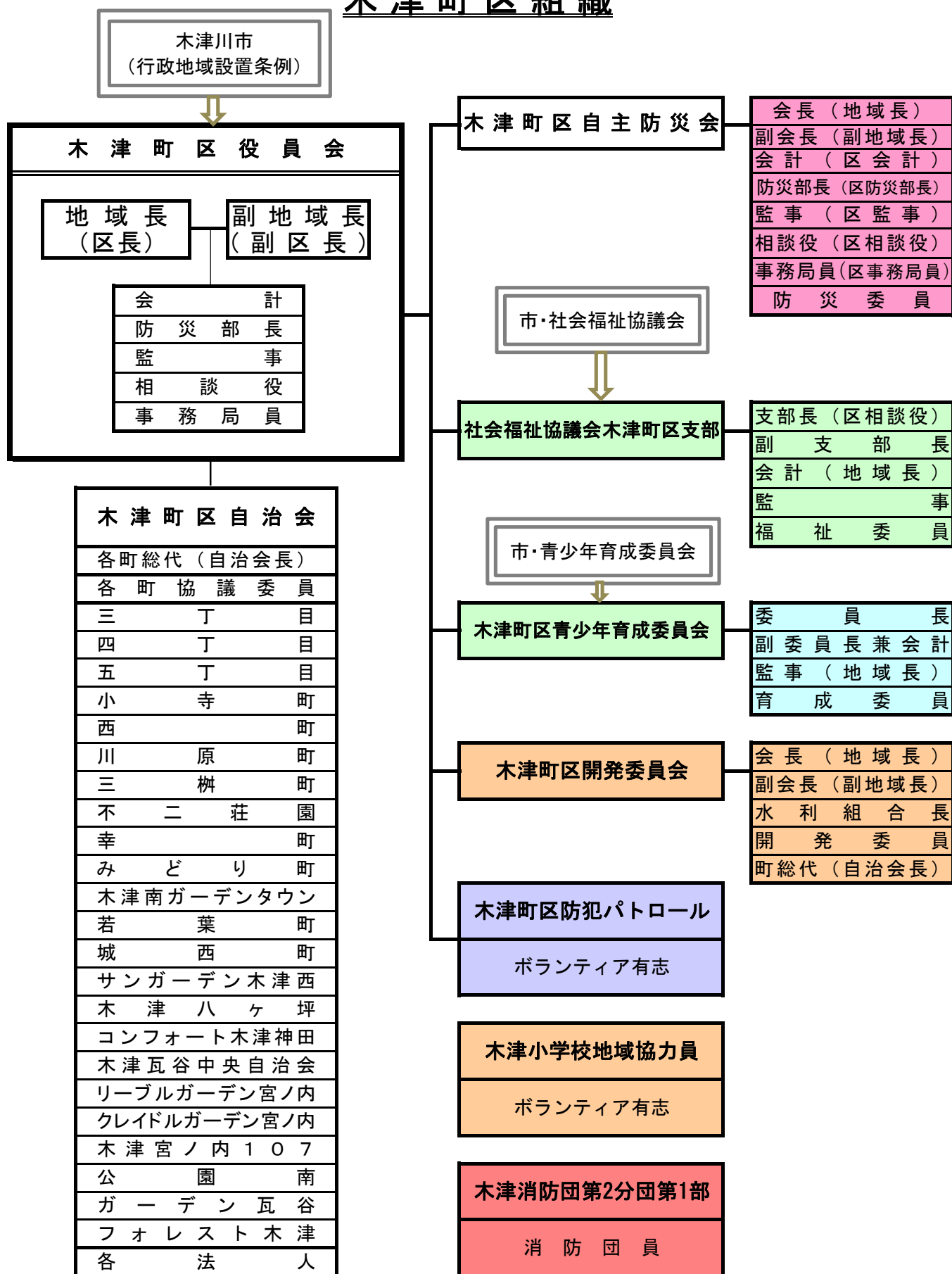
科 目	本年度予算	前年度予算	増 減	備 考
会 議 費	10,000	10,000	0	冷暖房、音響設備使用代、 会議でのお茶代
訓 練 費	70,000	70,000	0	自主防災大会(社協木津町区 支部共催)に掛る諸費用
事 務 費	40,000	40,000	0	トナー代・コピー用紙代他
備 品 費	50,000	480,000	△ 430,000	防災備品代
研 修 事 業 費	800,000	500,000	300,000	「防災未来センター見学」
事 業 活 動 費	30,000	30,000	0	防災活動に伴う諸費用
予 備 費	839,508	1,032,882	△ 193,374	次年度への繰越金を含む
合 計	1,839,508	2,162,882	△ 323,374	

特別会計

単位:円

項 目	金 額	備 考
防災基金積立(定期貯金)	1,509,458	令和4年3月31日決算額
防災基金積立(定期貯金)	2,004,843	令和4年3月31日決算額
防災基金積立(定期貯金)	1,000,102	令和4年3月31日決算額
防災基金積立(定期貯金)	1,000,000	令和4年3月31日決算額
合 計	5,514,403	

木津町区組織



令和4年度（2022）木津町区役員・委員名簿

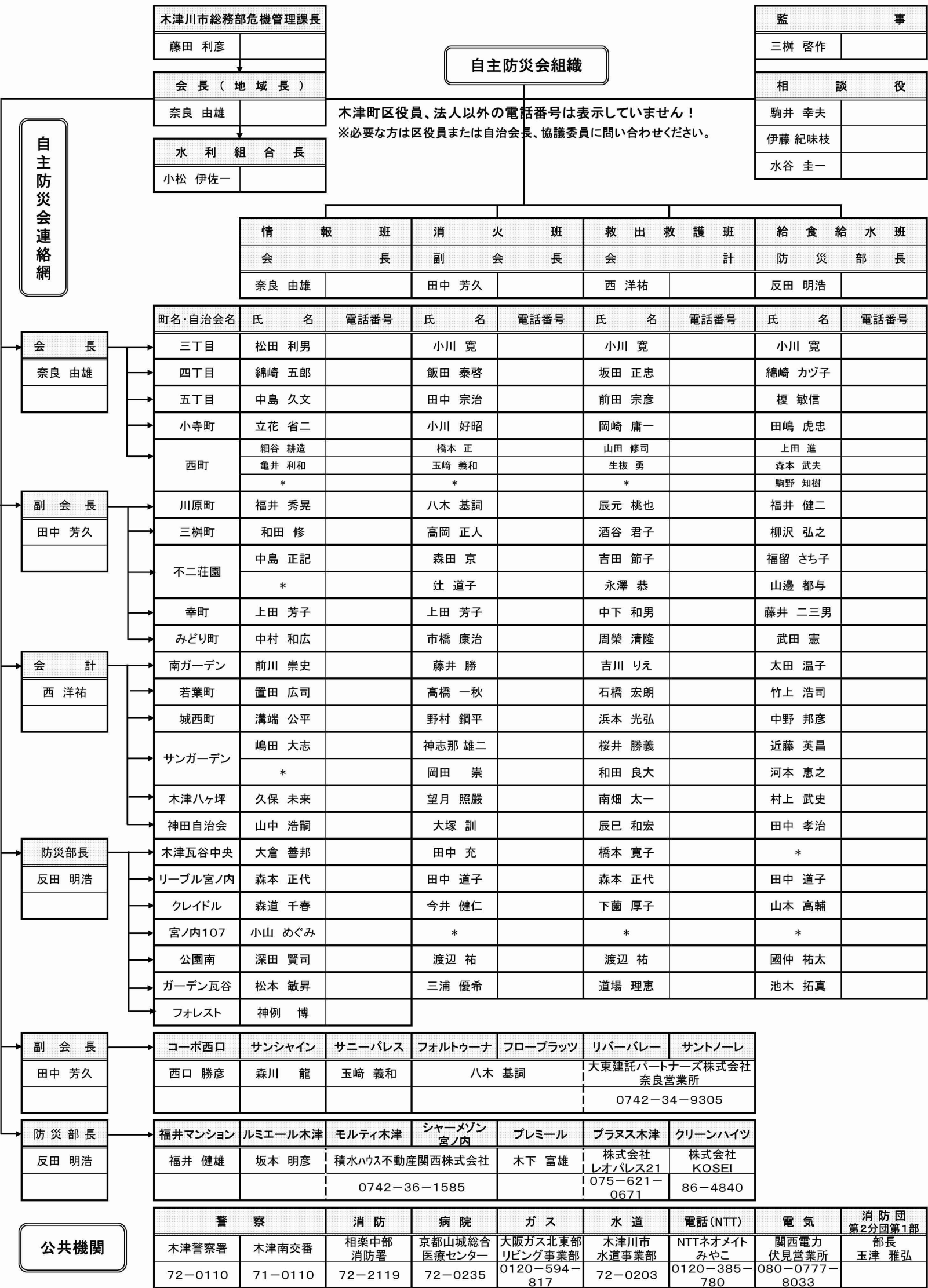
地 域 長	奈良 由雄	防 災 部 長	反 田 明 浩	相 談 役	駒 井 幸 夫
副 地 域 長	田 中 芳 久	監 事	三 桝 啓 作		伊 藤 紀 味 枝
会 計	西 洋 祐	—	—		水 谷 圭 一

町名・自治会名	総代・自治会長	協 議 委 員	開 発 委 員	福 祉 委 員	青少年育成委員 委員長：** 副委員長兼会計：*
三 丁 目	松 田 利 男	松 田 利 男	松 田 利 男	—	—
四 丁 目	綿 崎 五 郎	野 村 博 正	綿 崎 五 郎	市 川 寿	花 田 善 臣**
五 丁 目	中 島 久 文	中 島 久 文	中 島 久 文	今 井 進 反 田 明 浩 野 田 拓 未 原 猶 一	北浦 喜久男*
小 寺 町	立 花 省 二	小 川 好 昭	立 花 省 二	河 井 和 夫	藤 岡 利 朗
西 町	細 谷 耕 造	亀 井 利 和	細 谷 耕 造	松 田 清 治 小 松 伊 佐 一	山 田 秀 晃
川 原 町	福 井 秀 晃	福 井 雅 康	末 谷 真 一	三 桝 誠 二	八 木 秀 晃
三 桝 町	和 田 修	菅 治 央	和 田 修	和 田 修 木 下 富 雄	西 洋 祐
不 二 荘 園	中 島 正 記	多 田 敦 子	中 島 正 記	辻 道 子 藤 井 葉 子	森 田 京
幸 町	上 田 芳 子	上 田 芳 子	藤 井 二 三 男	中 下 和 男	藤 井 二 三 男
み ど り 町	福 隅 長 子	福 隅 長 子	福 隅 長 子	三 浦 カ ヨ 子	選 出 な し
南 ガ ー デ ン	前 川 崇 史	谷 本 和 憲	谷 本 和 憲	芝 口 義 孝 谷 村 仁 志	木 下 洋 平
若 葉 町	置 田 広 司	置 田 広 司	置 田 広 司	—	前 田 和 也
城 西 町	溝 端 公 平	中 村 英 介	ヘリ ワフユディ	奥 田 崇 大	山 本 利 彦
サ ン ガ ー デ ン	嶋 田 大 志	宮 永 吾 一	新 井 清 寛	伊 藤 雄 基 澤 岨 享 憲 大 野 剛 史 西 中 慧	絹 見 佑 生
木 津 八 ヱ 坪	久 保 未 来	南 畑 太 一	村 上 武 史	望 月 照 嚴	久 保 未 来
神 田 自 治 会	山 中 浩 嗣	山 中 浩 嗣	大 塚 訓	辰 巳 和 宏	田 中 孝 治
木 津 瓦 谷 中 央	大 倉 善 邦	大 倉 善 邦	田 中 瑞 章	藤 澤 泰 行	田 中 瑞 章
リ ー ブ ル 宮 ノ 内	森 本 正 代	森 本 正 代	田 中 道 子	田 中 道 子	森 本 正 代
ク レ イ ド ル	森 道 千 春	今 井 健 仁	下 藺 厚 子	森 道 千 春	山 本 高 輔
宮 ノ 内 1 0 7	小 山 め ぐ み	小 山 め ぐ み	小 山 め ぐ み	小 山 め ぐ み	小 山 め ぐ み
公 園 南	深 田 賢 司	渡 辺 祐	深 田 賢 司	渡 辺 祐	國 仲 祐 太
ガ ー デ ン 瓦 谷	松 本 敏 昇	清 原 真 以 子	前 川 大 貴	松 本 敏 昇	林 真 由 子
フ ォ レ ス ト	神 例 博	神 例 博	神 例 博	—	—
水 利 組 合	—	—	小 松 伊 佐 一	—	—

福井マンション ルミエール木津 サニーパレス フォルトゥーナ フロープラッツ リバーパレー プレミール
コーボ西口 サンシャイン モルティ木津 シャーメゾン宮ノ内 プラヌス木津 クリーンハイツ サントノーレ

令和4年度(2022) 木津町区自主防災会組織及び連絡網

取扱注意！



木 津 町 区 規 約

制定	平成 2 年 4 月 1 日	改定	平成 6 年 5 月 22 日	改定	平成 8 年 5 月 19 日
改定	平成 11 年 5 月 9 日	改定	平成 14 年 5 月 12 日	改定	平成 15 年 5 月 18 日
改定	平成 18 年 5 月 14 日	改定	平成 19 年 5 月 13 日	改定	平成 20 年 5 月 11 日
改定	平成 21 年 5 月 24 日	改定	平成 22 年 5 月 23 日	改定	平成 23 年 5 月 27 日
改定	平成 25 年 5 月 19 日	改定	平成 26 年 5 月 18 日	改定	平成 28 年 5 月 15 日
改定	平成 30 年 5 月 20 日	改定	令和 元年 5 月 19 日	改定	令和 2 年 4 月 1 日
改定	令和 3 年 5 月 23 日	改定	令和 4 年 5 月 16 日		

【名 称】

第 1 条 この会は、木津町区（以下、「本区」という。）と称する。

【事務所の所在地】

第 2 条 本区の事務所は地域長宅に置く。

【目 的】

第 3 条 本区は、区民の利便および区民相互の親睦を図り、区民の福祉向上に寄与し、地域内における市行政の円滑な運営に協力することを目的とする。

【活動区分】

第 4 条 木津町地域における活動等を一般業務と農事業務に区分し、本区は一般業務を司る。

【区 域】

第 5 条 本区は次の町内会または自治会（以下、「自治会」という。）をもって構成する。
三丁目、四丁目、五丁目、小寺町、西町、三桝町、川原町、不二荘園、幸町、みどり町、若葉町、木津南ガーデンタウン（以下、「南ガーデン」と略称する。）、城西町、サンガーデン木津西（同「サンガーデン」）、木津八ヶ坪、木津瓦谷中央自治会（同「木津瓦谷中央」）、コンフォート木津神田（同「神田自治会」）、リーブルガーデン宮ノ内（同「リーブル宮ノ内」）、クレイドルガーデン宮ノ内（同「クレイドル」）、木津宮ノ内 1 0 7（同「宮ノ内 1 0 7」）、公園南、フォレスト木津（同「フォレスト」）、**ガーデン瓦谷**

【事 業】

第 6 条 本区は次の事業を行う。

- (1) 各自治会および区民相互の親睦を図る集会等の開催
- (2) 本区自主防災に関する事項
- (3) 本区内の開発に関する事項
- (4) 区民の福祉向上に関する事項
- (5) 青少年の健全な育成に関する事項
- (6) 本区内の防犯活動に関する事項
- (7) その他

【役 員】

第 7 条 本区に次の役員を置く。

- (1) 地 域 長 1 名
- (2) 副 地 域 長 1 名
- (3) 会 計 1 名
- (4) 防 災 部 長 1 名
- (5) 監 事 1 名
- (6) 相 談 役 若干名
- (7) 事 務 局 員 1 名**

2. 地域長は前副地域長が継承する。
3. 副地域長は前会計が継承する。

4. 会計は付表のとおり輪番制とし、各自治会の互選により選任される。
5. 防災部長は地域長が委嘱する。
6. 監事は付表のとおり輪番制とし、各町の総代または自治会長の互選により選任される。
7. 相談役は地域長が委嘱する。
8. **事務局員は必要に応じて置くことができる。その場合、地域長が委嘱する。**

【役員の任務】

- 第8条 地域長は本区を代表し、本区の運営を統括する。また、「木津川市行政地域設置条例」に掲げられている、次の事項を行う。
- (1) 市が発する情報及び連絡事項等の地域住民への周知及び市政の普及に対する協力並びに資料等の収集提供に関すること
 - (2) 市政と地域住民との連絡調整に関すること
 - (3) 市政運営に関し選任が必要となる委員等の推薦に関すること
 - (4) 市が策定又は実施する各種行政計画及び事業計画に関して必要となる調査や資料の提供又は地域住民の意見等の取りまとめに関すること
 - (5) その他、市長が特に認めること
2. 副地域長は地域長を補佐し、地域長に事故あるときはこれを代理する。
 3. 会計は、本区の会計事務一切を司る。
 4. 防災部長は、本区防災部門における実務一般を司る。
 5. 監事は、本区の会計を監査する。
 6. 相談役は、より包括的または専門的な見地から本区の活動状況等について助言する。
 7. **事務局員は、地域長が指示する書面作成から事務処理一切を司る。**

【役員の任期】

- 第9条 役員の任期は原則として2年とする。ただし、防災部長、相談役および**事務局員**については再任を妨げない。

【委員会の設置】

- 第10条 本区事業の円滑な推進を図る目的で、次の委員会等を設置し役員（委員長等）および必要な員数の委員を置く。
- (1) 木津町区自主防災会
 - (2) 開発委員会
 - (3) 社会福祉協議会木津町区支部
 - (4) 木津町区青少年育成委員会

【区 費】

- 第11条 本区事業の円滑な推進と健全な運営を図る目的で、次のとおり区費を定める。
- (1) 年間区費用 一戸当たり 1,000円 一法人当たり 10,000円
但し、自然災害等により本区事業の運営ができなくなった年度は、役員と協議のうえ、地域長が区費の減額を決定することができる。
 - (2) 区費の納入
各町総代（自治会長）は、区費を本区会計に原則として、6月・12月にそれぞれ上期分・下期分を納付する。

【総 会】

- 第12条 地域長は、原則として毎年1回総会を開催し、次の事項を審議し賛同を得るものとする。
- (1) 事業報告および事業計画に関すること
 - (2) 収支決算および収支予算に関すること
 - (3) 会計監査に関すること
 - (4) 規約の改定に関すること
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと

2. 総会は、本区役員、町総代（自治会長）、協議委員、防災委員、開発委員、福祉委員、青少年育成委員、その他地域長が必要と認めるものをもって構成する。
3. 総会は、前項に示した構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。なお、委任状をもって出席に代えることができる。
但し、自然災害等により総会開催ができなくなった時は、全構成員に第12条第1項で示す事項を総会資料として、配付することで成立とする。
4. 総会は、その審議事項の一部を次条に示す町総代・協議委員合同会議に委任することができる。
5. 地域長が開催を必要と判断した場合、または役員の半数以上から要請があった場合、地域長は臨時総会を招集しなければならない。臨時総会の構成員や成立要件は本条第2項および第3項と同様とする。

【会 議】

第13条 地域長は、本区役員、各自治会の町総代・協議委員により構成される合同会議を、定期的に開催することとする。

2. 合同会議は、次の事項を審議し実施する。
 - (1) 総会に提出すべきことがら
 - (2) 総会より委任されたことがら
 - (3) その他、合同会議が特に必要と認めたこと

【会計年度】

第14条 本区自治会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【会計監査】

第15条 本区自治会の会計監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2. 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

【文書(記録)の管理】

第16条 本区に係わる文書(記録)の管理と保存期間、管理担当及び保存・廃棄方法を定める。

- (1) 管理文書(記録)、保存期間、管理部門は付表2に基づいて実施する。
- (2) 管理文書(記録)は、原本として地域長が定める場所に保管する。
なお、必要により電子媒体の保存も可とする。
- (3) 保存期間を過ぎた管理文書(記録)は速やかに廃棄し、管理外の文書(記録)は役員と協議し、地域長の承認を得たうえで廃棄処分する。

【自治会の組成】

第17条 本区地内に新設される戸建住宅ならびに集合住宅等は自治会を組成する。

- (1) 分譲戸建住宅ならびに分譲集合住宅は、開発申請ならびに確認申請前に本区と工事協定書を締結し、入居開始と同時に自治会組成の発足を原則とする。またその旨を協定書に明記し了解を得るものとする。
- (2) 賃貸集合住宅は前項と同等の扱いとし、自治会の組成については発足を原則としその旨を協定書に明記する。
- (3) 一般戸建住宅に入居される方は、確認申請前に本区に届け出るものとし、工事完成後はその地域内の既存自治会に加入することを原則とする。

【付表 1】

年 度	会 計 の 選 任	監 事 の 選 任
令和 4 年度 (2022)	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル 宮ノ内・宮ノ内 1 0 7 ・フォレスト	三丁目・四丁目
令和 6 年度 (2024)	南ガーデン・サンガーデン・クレイド ル	小寺町
令和 8 年度 (2026)	五丁目	不二荘園・神田自治会
令和 10 年度 (2028)	三丁目・四丁目	西町
令和 12 年度 (2030)	小寺町	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・ 木津瓦谷中央・公園南・ ガーデン瓦谷
令和 14 年度 (2032)	不二荘園・神田自治会	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル 宮ノ内・宮ノ内 1 0 7 ・フォレスト
令和 16 年度 (2034)	西町	南ガーデン・サンガーデン・クレイド ル
令和 18 年度 (2036)	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・ 木津瓦谷中央・公園南・ ガーデン瓦谷	五丁目
令和 20 年度 (2038)	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル 宮ノ内・宮ノ内 1 0 7 ・フォレスト	三丁目・四丁目

【付表 2】

管理文書(記録)名	保存期間	管理担当	備 考
総会冊子	永久	地域長	各規程、規約含む
金銭出納帳	永久	会計	—
領収書綴り	10 年	会計	—
備品台帳	永久	会計	年一回点検し点検記録を残すこと 自主防災会備品含む
収支決算書	永久	会計	—
市との取り決め	永久	地域長	区と木津川市との取決め約束事項
開発工事協定書 工事合意書	永久	地域長	工事完了後も記録として保存
要望書	10 年	地域長	市・回答書も含む
各種申請書	10 年	地域長	市に対する申請書

木津町区自主防災会規約

制定 平成 22 年 4 月 24 日 改定 平成 22 年 5 月 23 日 改定 平成 26 年 5 月 18 日
改定 平成 26 年 5 月 22 日 改定 平成 28 年 5 月 15 日 改定 平成 30 年 5 月 20 日
改定 令和 2 年 4 月 1 日 改定 令和 4 年 5 月 16 日

【名 称】

第 1 条 この会は、木津町区自主防災会（以下、「本会」という。）と称する。

【事務所の所在地】

第 2 条 本会の事務所は会長宅に置く。

【目 的】

第 3 条 本会は、地域住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震災害・風水害・火災その他の災害（以下、「震災等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

【事 業】

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 震災等に対する災害予防に関すること
- (3) 震災等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急処置対策に関すること
- (4) 防災訓練に関すること
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

【会 員】

第 5 条 本会の会員は、木津町区の構成員と同等とする。

【役 員】

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-------------|-----|-----------|
| (1) 会 長 | 1 名 | (区 地 域 長) |
| (2) 副 会 長 | 1 名 | (区副地域長) |
| (3) 会 計 | 1 名 | (区 会 計) |
| (4) 防 災 部 長 | 1 名 | (区防災部長) |
| (5) 監 事 | 1 名 | (区 監 事) |
| (6) 相 談 役 | 若干名 | (区相談役他) |
| (7) 事 務 局 員 | 1 名 | (事 務 局 員) |

2. 本会の役員は、木津町区の役員が兼務する。
3. 会長は、必要に応じ区役員、相談役の他に新たな**事務局員**を委嘱することができる。
4. 役員の任期は、木津町区役員の任期と同じとする。

【役員の任務】

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総括し震災等発生時等における自主防災活動の指揮命令を行う。

2. 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときはその任務を代行する。
3. 会計は、本会の会計事務一切を司る。
4. 防災部長は、会長を補佐し、地域防災訓練並びに災害 時にかかる実務を司る。
5. 監事は、本会の会計を監査する。
6. 相談役は、より包括的または専門的な見地から本会の活動状況等について助言する。
7. **事務局員は、会長が指示する書面作成から事務処理一切を司る。**

【総 会】

第 8 条 総会は、木津町区の総会に組み入れて開催する。

2. 総会では、次の事項を審議し賛同を得るものとする。
 - (1) 事業報告および事業計画に関すること
 - (2) 収支決算および収支予算に関すること
 - (3) 会計監査に関すること
 - (4) 規約の改定に関すること
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと
3. 総会は、その審議事項の一部を防災会議に委任することができる。
4. 会長が開催を必要と判断した場合、または役員半数以上から要請があった場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。

【防災会議】

第 9 条 会長は、本会の役員および各自治会の防災委員代表者（町総代または自治会長兼務）により構成される防災会議を、定期的に開催することとする。本会議は、木津町区開催の町総代・協議委員合同会議に組み入れて開催してもよい。

2. 防災会議では、次の事項を審議し実施する。
 - (1) 総会に提出すべきことがら
 - (2) 総会より委任されたことがら
 - (3) その他、防災会議が特に必要と認めたこと

【防災計画】

第 10 条 本会は、震災等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 震災等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること
 - (2) 防災知識の普及に関すること
 - (3) 防災訓練の実施に関すること
 - (4) 震災等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導等に関すること
 - (5) その他必要な事項

【経 費】

第 11 条 本会の運営に要する経費は、助成金その他の収入をもってこれに充てる。

【会計年度】

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

【会計監査】

第 13 条 本会の会計監査は、毎年 1 回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2. 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

木津町区自主防災会活動計画

1. 目 的

この計画は、木津町区自主防災会の活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2. 計画事項

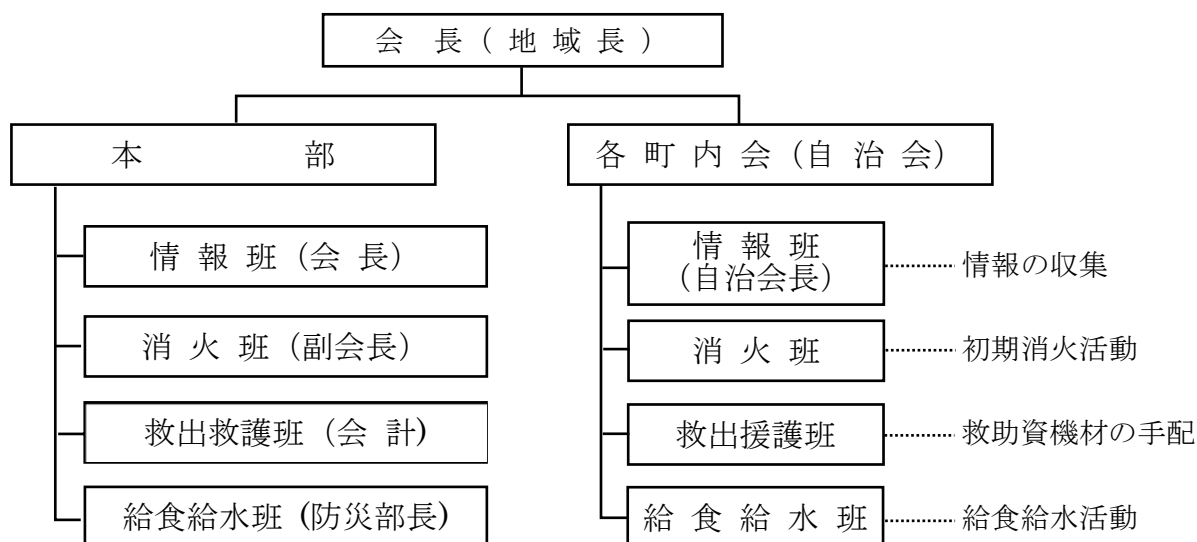
この計画に定める事項は、次のとおりとする

- (1) 自主防災活動組織の編成及び任務分担に関する事
- (2) 自主防災活動知識の普及に関する事
- (3) 自主防災活動訓練の実施に関する事
- (4) 情報の収集、伝達に関する事
- (5) 出火防止、消火に関する事
- (6) 救出救護に関する事
- (7) 給食給水に関する事
- (8) 自主防災資機材等の備蓄及び管理に関する事

3. 自主防災活動組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急対応を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり自主防災活動組織を編成する。

木津町区自主防災活動組織



4. 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事業

- ① 自主防災会及び防災計画に関する事
- ② 地震、火災、水害等についての知識に関する事
- ③ 地区周辺、各家庭における防災上の留意事項に関する事
- ④ その他、防災に関する事

(2) 普及の方法

- ① 広報誌、パンフレット、ポスター等の配付
- ② 座談会、講習会、見学研修、映画等の開催及びパネル等の展示

(3) 実施期間

火災予防、防火の日等、関係諸行事に行われる時期に実施、又は随時実施する。

5. 自主防火訓練

大地震の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行うため、次により自主防災訓練を実施する。

訓練は個別訓練及び総合訓練とする。

個別訓練・・・情報の収集伝達、消火、避難、救出、救護訓練とする。

総合訓練・・・2以上の個別訓練について、総合的に行うものとする。

6. 情報の収集伝達

情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の情報を収集するとともに、必要と認められる情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

7. 出火防止及び初期消火

(1) 大地震においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因となるので、火気使用設備器具の整備及び周辺の整理整頓、危険物等の保管状況、消火器等消火器材の整備、建物等の危険箇所等点検整備を行う。

(2) 初期消火対策として、地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるよう消火栓の活用、消火器、水バケツ等の確認及び点検整備を行う。

8. 救出救護

(1) 建物の崩壊、落下物のより救出救護を要する者が生じたとき、現場付近の者は直ちに救出救護活動を行い、救出救護班は、防災関係機関の出動を要請する。

(2) 医療関係への連絡・・・①京都山城総合医療センター ②市内開業医 ③木津川市木津保健センター 等

(3) 避難場所・・・①木津小学校 ②中央交流館 ③中央体育館 ④瓦谷公園 等

9. 給食給水

給食給水班員は、市から配分された食料・飲料水、また地域の家庭から提供された食料・飲料水で給食給水活動を行う。

10. 防火資器材等の備蓄及び管理

防火資器材等の備蓄及び管理に関しては、自主防災会及び木津川市役所が行う。

11. 自主防災実施計画

相楽中部消防署員及び木津町消防団員等の指導で、地域住民を対象に訓練を実施する。

防災・減災の基本は「自助」「共助」「公助」



財団法人自治総合センターコミュニティ助成による物品管理規定

略称「木津町区物品管理規定（宝くじ）」

制定 平成 27 年 5 月 24 日 改定 令和 3 年 10 月 1 日

【目 的】

第 1 条 この規定は、**木津町区及び**木津町区自主防災会（以下、本会という。）が管理する財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業による物品の使用と保管について定める。

【助成事業物品】

第 2 条 助成事業による**物品は木津町区地域長、自主防災会会長**の管理のもとに、本会が使用することとするが、区長及び会長もしくは本会役員会の承認をもって本会以外の団体も使用できることとする。

【備品台帳】

第 3 条 助成事業による**本会の**物品は、備品台帳を作成し**地域長**及び会長が管理する。また、毎年行う会計監査において在庫の確認を行う。

【財団法人自治総合センターへの協力】

第 4 条 助成事業による物品については、助成制度の趣旨を理解して使用し、財団法人自治総合センターが行う地方自治の振興及び住民福祉の増進への活動や宝くじの普及広報に関する活動へ協力することとする。

社会福祉協議会木津町区支部規約

制定 平成 23 年 6 月 13 日 改定 平成 30 年 4 月 1 日 改定 令和 2 年 4 月 1 日
改定 令和 3 年 4 月 1 日

【名 称】

第 1 条 この会は、木津川市社会福祉協議会木津町区支部（以下、「本会」という。）と称する。

【事務所の所在地】

第 2 条 本会の事務所は支部長宅におく。

【目 的】

第 3 条 本会は、木津川市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）の目的にしたがい木津町区行政のもと地区実践機関とし、関係者の緊密なネットワークにより地区社会の福祉を増進することを目的とする。

【事 業】

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、市社協の事業を分担すると共に地区に即応した福祉事業を行う。

【会 員】

第 5 条 本会の会員は、木津町区自治会員と同等とする。

【役員ならびに委員】

第 6 条 本会に次の役員ならびに福祉委員を置く。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 支 部 長 | 1 名 |
| (2) 副 支 部 長 | 1 名 |
| (3) 会 計 | 1 名 |
| (4) 監 事 | 1 名 |
| (5) 福 祉 委 員 | 数十名 |

【役員および福祉委員の任務】

第 7 条 本会の役員および福祉委員の任務は以下のとおりとする。

- (1) 支部長は、本会を代表し本会の運営を統括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を司る。
- (4) 監事は、本会の業務並びに会計監査を行う。
- (5) 福祉委員は、本会の業務推進にあたる。

【役員の選任と任期】

第 8 条 支部長、会計の選任方法は以下のとおりとする。

- (1) 支部長は、木津町区役員のうち地域長退任者が就任する。
- (2) 会計は、木津町区役員のうち地域長就任者が就任する。
2. 前項で不都合が生じた場合には、本会の役員会で協議し、他の適任者を選任できるものとする。
3. 副支部長、監事は、福祉委員会議の同意を得て支部長が委嘱する。
4. 支部長、会計の任期は、木津町区役員の在任期間に合わせ 2 年とする。副支部長、監事の任期は 2 年とするが、再任は妨げない。

【福祉委員の選任と任期】

第 9 条 福祉委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 各町内会から福祉委員として選任された者。
- (2) 民生委員。
- (3) その他、木津町区地域内で活動する各種団体等から推薦・選任された者。

2. 各町内会または各種団体等から選任された福祉委員の任期は、その町内会または団体等が定める任期とする。
3. 民生委員による福祉委員の任期は、その在任期間とする。

【評議員候補の推薦】

第 10 条 市社協から、評議員候補の推薦依頼を受けたときは、福祉委員会において会員の中から選考し、市社協に推薦する。

【顧問・相談役】

第 11 条 本会に顧問・相談役を若干名置くことができる。

2. 顧問・相談役は、福祉委員会議の同意を得て支部長が委嘱する。

【会 議】

第 12 条 毎年 1 回、会員の参加による総会を行う。ただし、福祉委員会議をもってこれに代えることができる。

2. 本会の決議機関は、福祉委員会とし必要に応じ支部長が招集する。

【会 計】

第 13 条 本会の経費は、木津町区の助成金、市社協の助成金、その他の収入をもってあてる。

2. 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

木津町区青少年育成委員会規約

制定 平成 23 年 16 月 13 日 改定 平成 30 年 16 月 16 日 改定 令和 元年 16 月 1 日
改定 令和 2 年 6 月 13 日 改定 令和 3 年 6 月 13 日 改定 令和 4 年 5 月 16 日

【名 称】

第 1 条 この会は、木津町区青少年育成委員会（以下、「本会」という。）と称する。

【事務所の所在地】

第 2 条 本会の事務所は委員長宅に置く。

【目 的】

第 3 条 本会は、木津町区内の関係機関・団体及び住民の連携により地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

【事 業】

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成に関する活動
- (2) 社会環境の浄化に関する活動
- (3) 非行少年の早期発見と非行防止活動
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

【会 員】

第 5 条 本会の会員は、木津町区の構成員と同等とする

【役員ならびに委員】

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委 員 長 1 名
- (2) 副委員長兼会計 1 名
- (3) 監 事 1 名（区地域長兼務）
2. 委員長は副委員長兼会計が継承任命される。
3. 副委員長兼会計は付表のとおり輪番制とし、各町の互選とする。
4. 委員長ならびに副委員長兼会計の任期は 1 年とする。
5. 監事は木津町区地域長が兼務する。
6. 委員(青少年育成委員)は各自治会より選出し任期は各自治会の定めによるものとする。
委員長及び副委員長兼会計は本委員を兼務しなければならない。

【役員並びに委員の任務】

第 7 条 委員長は、本会を代表し本会の運営を統括する。

2. 副委員長兼会計は、委員長を補佐すると共に本会の会計等事務一切を司る
3. 監事は本会の会計監査を司る。
4. 委員は本会の目的を達成するための活動を行う。

【会 議】

第 8 条 本会に、総会及び委員会を置く。

【総 会】

第 9 条 総会は全会員をもって構成する。

2. 総会は、毎年 1 回開催する。但し、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
3. 総会は、委員長が招集する。
4. 総会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 規約の改定に関すること
 - (2) 事業計画に関すること

- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) その他、総会が特に必要と認めたこと

5. 総会は、その付議事項の一部を委員会に委任することができる。

【委員会】

第10条 委員会は、委員長が招集し、役員及び委員によって構成する。

- 2. 委員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきことがら
 - (2) 総会より委任されたことがら
 - (3) その他、委員会が特に必要と認めたことがら

【経費】

第11条 本会の運営に要する経費は、助成金その他の収入をもってこれに充てる。

【会計年度】

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【会計監査】

第13条 会計監査は、毎年1回監事が行う。但し、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2. 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

【付表】

年 度	副 委 員 長 兼 会 計	委 員 長
令和4年度 (2022)	五丁目	三丁目・四丁目
令和5年度 (2023)	南ガーデン・サンガーデン・クレイドル	五丁目
令和6年度 (2024)	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル宮ノ内・宮ノ内107・フォレスト	南ガーデン・サンガーデン・クレイドル
令和7年度 (2025)	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・木津瓦谷中央 公園南、 ガーデン瓦谷	三桝町・若葉町・みどり町・リーブル宮ノ内・宮ノ内107・フォレスト
令和8年度 (2026)	西町	川原町・幸町・城西町・木津八ヶ坪・木津瓦谷中央 公園南、 ガーデン瓦谷
令和9年度 (2027)	不二荘園・神田自治会	西町
令和10年度 (2028)	小寺町	不二荘園・神田自治会
令和11年度 (2029)	三丁目・四丁目	小寺町
令和12年度 (2030)	五丁目	三丁目・四丁目
令和13年度 (2031)	南ガーデン・サンガーデン・クレイドル	五丁目

※ 自治会の名称は（「木津町区規約第5条」に基づく）

木津町区防犯パトロール

【防犯パトロールの目的】

1. 青少年の健全育成、並びに不審者対策
2. 犯罪、事故災害の被害を未然に防止すること
3. 地域の皆さんが安全に対する関心を高めること
4. 地域の連帯感を醸成すること
5. 地域の犯罪抑止機能を高めること



【パトロールの区域】

1. 木津町区全域（井関川周辺含む）
2. 木津小学校・木津中学校通学路
3. 小寺橋・大正橋付近（旧消防小屋付近）
4. 新天神橋の橋脚下
5. 田中神社・三柱神社（お伊勢さん）境内
6. 瓦谷公園（通称「石公園」）・ふれあい広場



安心・安全のまちづくり

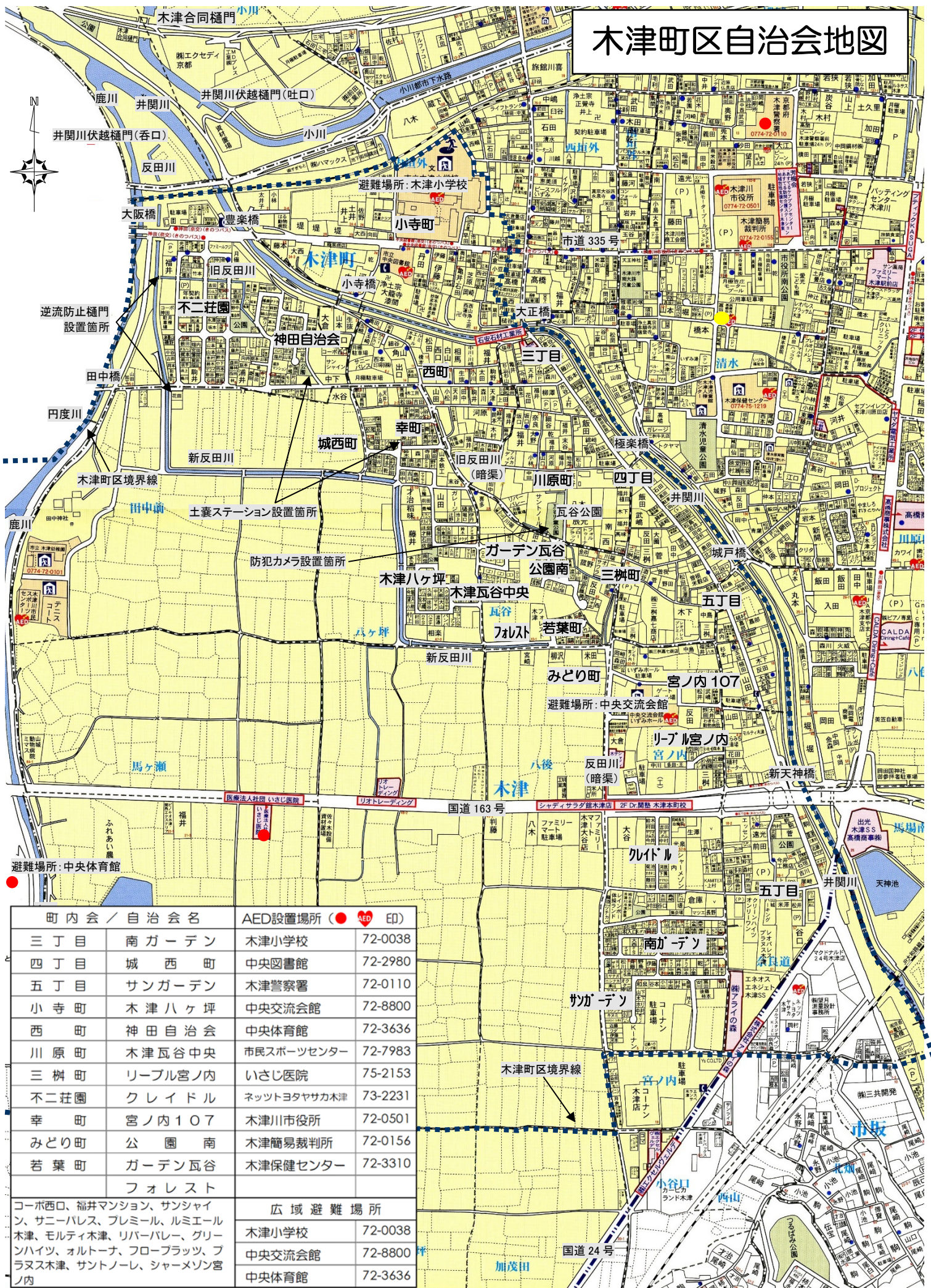


【主 催】 木津町区 青少年育成委員会木津町区支部 社会福祉協議会木津町区支部
【後 援】 木津警察署 木津川市教育委員会 木津小学校 PTA 木津中学校 PTA

防犯パトロールは、木津町区のボランティア活動として毎週月・木曜日午後4時頃に実施しています。また、散歩時等に随時、任意コースのパトロールも行っています。これらのボランティア活動に興味・関心をお持ちの方は、木津町区役員まで連絡下さい。

※参加して頂く方は地域長まで連絡願います！！

木津町区自治会地図



町内会 / 自治会名		AED設置場所 (● AED 印)	
三丁目	南ガーデン	木津小学校	72-0038
四丁目	城西町	中央図書館	72-2980
五丁目	サンガーデン	木津警察署	72-0110
小寺町	木津ハケ坪	中央交流会館	72-8800
西町	神田自治会	中央体育館	72-3636
川原町	木津瓦谷中央	市民スポーツセンター	72-7983
三樹町	リーブル宮ノ内	いさじ医院	75-2153
不二荘園	クレイドル	ネットヨタヤサカ木津	73-2231
幸町	宮ノ内107	木津川市役所	72-0501
みどり町	公園南	木津簡易裁判所	72-0156
若葉町	ガーデン瓦谷	木津保健センター	72-3310
フォレスト			
コーポ西口、福井マンション、サンシャイン、サニーパレス、プレミール、ルミエール木津、モルティ木津、リバーパレー、グリーンハイツ、オルトーナ、フロブラッツ、ブラヌス木津、サントノーレ、シャームゾン宮ノ内		広域避難場所	
		木津小学校	72-0038
		中央交流会館	72-8800
		中央体育館	72-3636

※ 本図表では自治会名として一部略称を使用しています。